

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第46号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を削り、「第3条」を「第2条」に改める。

第2条を削り、第2章第1節中第3条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第4条の2第1項各号列記以外の部分中「第6条第1項第3号イ」を「第6条第3号イ」に改め、同条第2項中「第6条第1項第3号ウ」を「第6条第3号ウ」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(入居者資格としての収入基準が緩和される障害者に係る障害の程度)

第4条の2 条例第6条第5号ア(ア)に規定する別に定める程度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる程度
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度(知的障害にあっては、これと同程度)

第7条第4号中「公営住宅法施行令(以下「令」という。)第6条第4項各号」を「条例第6条第5号ア(ア)から(カ)まで」に改める。

第13条第1項第3号中「令第6条第5項に規定する」を「条例第6条第5号ア又はイに掲げる区分に応じそれぞれ同号ア又はイに掲げる」に改める。

第15条第1項第2号中「令」を「公営住宅法施行令」に改める。

第17条の2第1項を削り、同条中第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

第22条本文中「第3条」を「第2条」に改める。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第2収入が123,000円(公営住宅法第23条第2号イに掲げる場合にあっては、139,000円)を超え、158,000円以下の場合の項を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)